

## 公布された条例のあらまし

### ○佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、引用条項等の改正を行うこととした。（第2条及び第29条関係）
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ○佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 育児休業等を取得することができる非常勤職員の要件を改めることとした。（第2条及び第21条関係）
- 2 職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じることとした。（第25条及び第26条関係）
- 3 育児休業を取得した非常勤職員又はその職員の業務を処理することを職務内容とする職に任用された非常勤職員が退職後に他の職に任用されることを希望するときは、当該職員に配慮した措置を講ずるよう努めることとした。（第27条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

### ○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が制定されたことに伴い、次に掲げる事務の手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
  - (1) 畜舎建築利用計画の認定に係る事務
  - (2) 畜舎建築利用計画の変更の認定に係る事務
  - (3) 認定畜舎等の仮使用の認定に係る事務
  - (4) 畜舎等の敷地と道路との関係に係る畜舎等の認定に係る事務
- 2 道路交通法が改正されたことに伴い、75歳以上で一定の違反歴のある運転者の免許更新時における運転技能検査に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 3 行政書士法の規定に基づく行政書士試験の施行に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 4 高圧ガス保安法の規定に基づく販売主任者試験の実施等に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 5 電気工事士法施行令の規定に基づく電気工事士免状の書換えに係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定等に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 7 宅地建物取引業法の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 8 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可証の書換えに係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
- 9 その他所要の改正を行うこととした。
- 10 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2については、同年5月13日から施行することとした。

### ○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 農地法に基づく事務の一部を神崎市が、児童手当法に基づく事務の一部を各市町が処理することとした。（第1条関係）
  - 2 児童手当法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第2条関係）
  - 3 その他所要の改正を行うこととした。
  - 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2については同年6月1日から、3については公布の日から施行することとした。
  - 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）
- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務に、別表第2の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の中欄に掲げる事務を追加することとした。（第4条及び別表第2関係）
  - 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができることとした。（第4条及び別表第2関係）
  - 3 個人番号を利用することができる事務から、療育手帳の交付に関する事務で規則で定めるものを削除することとした。（別表第1関係）
  - 4 その他所要の改正を行うこととした。
  - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第8号）
- 1 県立学校職員の定数を3,119人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を6,006人に増員することとした。（第3条関係）
  - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）
- 1 粉じん又は汚水等に係る特定施設（佐賀市の区域の施設に限る。）の設置の届出に係る事務等を佐賀市長が処理することとした。（第9条関係）
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。
  - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2の一部については、公布の日から施行することとした。
  - 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第10号）
- 1 県が行う工鉱業上の試験のうち、試料調製及び試作加工の区分に係る手数料の額を改めることとした。（第2条関係）
  - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第11号）
- 1 技能検定試験手数料を減額する対象者の範囲及び手数料から減ずることができる額を改めることとした。（第9条関係）
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。
  - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

○佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

- 1 条例の題名を佐賀県地域農業振興センター条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 地域農業改良普及センターの名称を地域農業振興センターに改めることとした。（第 1 条及び第 2 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）

- 1 佐賀県農業大学校の養成部に設置する課程の名称を変更することとした。（第 6 条関係）
- 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

- 1 着陸料の算定について、有償で運送された旅客の数に応じた規定を定めるとともに、1 月分の着陸料を一括して徴収しようとする場合における当該規定の適用に関する規定を定めることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条及び別表第 1 関係）
- 2 当分の間、他人の需要に応じ、佐賀空港と東京国際空港との間の路線において航行する有償で旅客の運送の用に供される航空機について、着陸料の額の特例を定めることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 3 項関係）
- 3 佐賀空港内の駐車場のうち知事が指定する駐車場を利用する者から使用料を徴収することとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 3 及び別表第 3 関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、1 及び 2 に関する規定は令和 4 年 4 月 1 日から、3 に関する規定は規則で定める日から施行することとした。

○佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

- 1 文化財保護法が改正され、地方公共団体による文化財の登録制度の新設が可能となったことに伴い、一層の文化財の保存及び活用の適切な推進を図るため、幅広く緩やかな保護措置を行う県の登録文化財制度を新設することとした。（第 37 条～第 37 条の 12 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 都市計画法第 34 条第 11 号に規定する条例で指定する土地の区域について、原則として、都市計画法施行令第 29 条の 9 各号に掲げる区域その他規則で定める土地の区域を含まないこととした。（第 3 条関係）
- 2 都市計画法第 34 条第 12 号に規定する条例で定める開発行為について、条例第 5 条第 1 号に規定する土地の区域には、原則として、都市計画法施行令第 29 条の 9 各号に掲げる区域その他規則で定める土地の区域を含まないこととした。（第 5 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

- 1 佐賀県議会議員の定数を 37 人（改正前 38 人）に改めることとした。（第 1 条関係）
- 2 唐津市・東松浦郡選挙区の名称を唐津市・玄海町選挙区に、鹿島市・藤津郡選挙区の名称を鹿島市・太良町選挙区に、神埼市・神埼郡選挙区の名称を神埼市・吉野ヶ里町選挙区に改めることとした。（第 2 条関係）
- 3 伊万里市選挙区において選挙すべき佐賀県議会議員の数を 2 人（改正前 3 人）に改めることとした。（第 2 条関係）
- 4 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。